

## 騒音規制法の特定施設

	金属加工機械	
	(イ)	圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5kw以上のものに限る。）
	(ロ)	製管機械
	(ハ)	ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kw以上のものに限る。）
	(ニ)	液圧プレス（矯正プレスを除く。）
1	(ホ)	機械プレス（呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。）
	(ヘ)	せん断機（原動機の定格出力が3.75kw以上のものに限る。）
	(ト)	鍛造機
	(チ)	ワイヤーフォーミングマシン
	(リ)	ブラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。）
	(ヌ)	タンブラー
	(ル)	切断機（と石を用いるものに限る。）
2	空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。）	
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。）	
4	織機（原動機を用いるものに限る。）	
	建設用資材製造機械	
5	(イ)	コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る）
	(ロ)	アスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る）
6	穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。）	
	木材加工機械	
	(イ)	ドラムバッカー
	(ロ)	チップパー（原動機の定格出力が2.25kw以上のものに限る。）
7	(ハ)	碎木機
	(ニ)	帯のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kw以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kw以上のものに限る。）
	(ホ)	丸のこ盤（帯のこ盤と同じ）
	(ヘ)	かな盤（原動機の定格出力が2.25kw以上のものに限る。）
8	抄紙機	
9	印刷機（原動機を用いるものに限る。）	
10	合成樹脂用射出成型機	
11	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）	